

多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱

平成24年7月27日

管 理 者 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩川衛生組合（以下「組合」という。）が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、賃貸借、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い及び貸付その他組合が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 暴対法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (5) 下請負人等 工事等の契約について、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料等の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者（順次にされる工事の委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託の委任又は請負の受託者を含む。）をいう。

(警視庁への照会)

第3条 管理者は、入札参加資格者（下請負人等を含む。）である個人又は法人

の役員若しくは使用人（以下「個人等」という。）が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると思料される情報を入手したときは、第17条に規定する多摩川衛生組合契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、警視庁に対し、照会をすることができる。

（警視庁からの情報提供）

第4条 管理者は、前条の規定による照会に基づくものでなくても、警視庁から入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると認められた旨の情報を受けるものとする。

（警視庁との合意書の締結）

第5条 管理者は、組合が締結する工事等の契約から暴力団等を排除する措置の正確性を期すため、警視庁との間で、組合が発注する契約からの暴力団等排除措置に関する合意書を締結するものとする。

（入札参加除外措置）

第6条 管理者は、入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると警視庁が認定したときは、それぞれ同表の右欄に定める期間において、当該入札参加資格者を工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、遅滞なく、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）に対して、入札参加除外措置通知書（第1号様式）により通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置の理由及び期間を公表するものとする。

（入札参加除外措置の解除）

第7条 管理者は、入札参加除外措置の期間が経過し、かつ、当該入札参加除外者から当該入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められないときは、第17条に規定する多摩川衛生組合契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

2 前項の申請は、入札参加除外措置解除申請書（第2号様式）を管理者に提出

することにより行うものとする。

- 3 管理者は、第1項の申請を行った入札参加除外者に対して、当該入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書及び将来にわたり別表の左欄に掲げる措置要件に該当する行為等をしない旨の誓約書その他の必要な書面の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者であった者に対して、入札参加除外措置解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 5 管理者は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 管理者は、第1項の申請を受けた場合において、入札参加除外措置の解除を行わないときは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置継続通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（勧告措置）

第8条 管理者は、第6条第1項の規定に基づく入札参加除外措置を行わない場合において、警視庁の意見及びこの要綱の趣旨に照らし必要があると認める場合は、第17条に規定する多摩川衛生組合契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による勧告を行うときは、当該入札参加資格者に対し、暴力団等排除措置に関する勧告書（第5号様式）により通知するものとする。

（入札参加資格者の審査における排除）

第9条 管理者は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外者の参加資格を認めないものとする。

（一般競争入札からの排除）

第10条 管理者（多摩川衛生組合契約事務規則（平成23年多摩川衛生組合規則第1号）第2条第5項の契約担当者。次条から第13条及び第15条並びに第16条において同じ。）は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めないものとする。

- 2 管理者は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加を取り消し、又は契約を締結しないものとする。

3 管理者は、前項の規定により入札参加を取り消し、又は契約を締結しないものとしたときは、当該入札参加除外者に対して、その旨を入札参加除外措置通知書により通知する。

(指名競争入札からの排除)

第11条 管理者は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名しないものとする。

2 管理者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約を締結しないものとする。

3 管理者は、前項の規定により指名の取り消し、又は契約を締結しないものとしたときは、当該入札参加除外者に対して、その旨を入札参加除外措置通知書により通知する。

(随意契約からの排除)

第12条 管理者は、入札参加除外者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止等)

第13条 管理者は、入札参加除外者が工事等の契約の下請負人等となることを認めないものとする。

2 管理者は、組合が締結している工事等の契約の相手方が入札参加除外者を下請負人等としたときは、当該工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(共同企業体等への準用)

第14条 第6条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合について準用する。

(契約の解除)

第15条 管理者は、工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けたときは、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入等に関する措置)

第16条 管理者は、工事等の契約の相手方が当該契約の履行に当たって工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察署への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 管理者は、工事等の契約の相手方が直接に、又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察署へ届け出るよう指導するよう求めるものとする。
- 3 管理者は、工事等の契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定による措置を適切に行ったと認める場合に限り、当該工事等の契約について、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずることができる。

(多摩川衛生組合契約における暴力団等排除対策委員会)

第17条 工事等の契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項について審議するため、多摩川衛生組合契約における暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 暴力団等排除に関する制度運用に関すること。
 - (2) 第3条の規定による警視庁への照会に関すること。
 - (3) 第7条の規定による入札参加除外措置の解除等に関すること。
 - (4) 第8条の規定による勧告に関すること。
 - (5) 第12条ただし書きの規定により随意契約を行うとき。
 - (6) 前5号に定めるもののほか、工事等の契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項
- 3 対策委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 事務局長
 - (2) 総務課長
 - (3) 主管課長
 - (4) 関係係長
 - (5) 組織団体の清掃主管部課長

- 8 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者（職層名が主事である者を除く。）を臨時に委員とすることができる。
- 9 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 10 対策委員会の庶務は、総務課において処理する。

（関係機関との連携等）

第18条 管理者は、この要綱の運用に当たっては、警視庁等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第6条、第7条）

措置要件	期 間
<p>(暴力団員等が経営関与)</p> <p>1 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24月（措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）</p>
<p>(暴力団等の利用)</p> <p>2 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24月</p>
<p>(暴力団等への利益供与)</p> <p>3 いかなる名義をもってするかを問わず暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12月</p>
<p>(暴力団等との親交)</p> <p>4 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12月</p>
<p>(暴力団等との下請契約等)</p> <p>5 下請負人等が前各号までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12月</p>
<p>(再度の勧告)</p> <p>6 入札参加資格者が第8条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>再度勧告措置をした日から12月</p>

第1号様式（第6条、第10条、第11条関係）

多衛組総発第 号
年 月 日

殿

多摩川衛生組合管理者

入札参加除外措置決定通知書

多摩川衛生組合契約における暴力団排除措置要綱第6条第1項の規定により、
入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置決定日

年 月 日から 年 月 日

ただし、多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱第7条第1
項の規定に基づき除外措置が解除されるまで継続する。

2 入札参加除外措置を行う理由

多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当
すると認められるため。

3 入札参加除外措置等の内容

- (1) 本組合で実施する競争入札への参加
- (2) 本組合との契約締結
- (3) 本組合が発注する契約の下請負先等になること。
- (4) 既に契約済みであるときは、契約を解除する。

(担当)

多摩川衛生組合事務局
総務課契約係
電話 042-377-3601

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

多摩川衛生組合管理者 殿

所在地

名 称

代表者（契約代理人）氏名

印

入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付け 多衛組総発第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していません。

よって、多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり、入札参加除外措置の解除を申請します。

記

- 1 入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書
- 2 将来にわたり入札参加除外措置の対象となる行為をしない旨の誓約書

第3号様式（第7条関係）

多衛組総収第 号
年 月 日

殿

多摩川衛生組合管理者

入札参加除外措置解除決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった入札参加除外措置の解除について、多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱第7条第4項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を解除する日
年 月 日

(担当)
多摩川衛生組合事務局
総務課契約係
電話 042-377-3601

第4号様式（第7条関係）

多衛組総収第 号
年 月 日

殿

多摩川衛生組合管理者

入札参加除外措置継続通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除については、入札参加除外措置の原因となった事実の解消が確認できませんでしたので、下記のとおり入札参加除外措置を継続するので通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を継続する理由

(担当)

多摩川衛生組合事務局
総務課契約係
電話 042-377-3601

第5号様式（第8条関係）

多衛組総発第 号
年 月 日

殿

多摩川衛生組合管理者

暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、多摩川衛生組合契約における暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる行為があると認められ、今回、入札参加除外措置は行いませんが、同要綱第8条第1項の規定により勧告します。

記

1 勧告理由

(担当)

多摩川衛生組合事務局
総務課契約係
電話 042-377-3601